

新教育長制度への移行、教育委員会の組織及び職制の見直し等に伴う 教育委員会規則・規程の一部改正について

1. 概要

【新教育長制度移行】新教育長制度への移行に伴う、教育長の事務処理の明確化、その他、新制度に基づく事務対応を行なうための改正。

【組織及び職制改正】「冬季国体推進室」の追加、「統括主幹」の新設に伴う改正。

※「統括主幹制度」将来的に課長補佐制度の導入を見据え、「統括主幹」の職を新設、課内の共通事項に対し一定の決裁権を持たせることで、責任体制の明確化とチェック体制の強化、職員のマネジメント能力の向上を図る。

【施行日】平成28年4月1日

2. 教育委員会規則の改正内容

(1) 岡谷市教育委員会会議規則

■会議録署名者（教育長が指名した2人の委員）に教育長を加える。（第20条）

(2) 教育長に対する事務委任（等）規則

■教育長への委任規定の例外の内、長の任命を削り、他職員の任命規定を整理（第1条）

■事務執行の明確化を図るため、長の専決、部長による代決を規定（第2条、3条）

■その他の処務に関する事項の市長部局への準用規定を追加（第5条）

■上記改正に伴い、題名を教育長に対する事務委任等規則に改正

(3) 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則

■部課に「冬季国体推進室」を加える。（第2条）

■冬季国体推進室の事務分掌の追加（第5条別表）

■統括主幹の追加（第10条）

(4) 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則

■職員定数条例の改正に伴う教育委員会配置人数（定数）の改正（57人→46人）

(5) 教育事務の委任及び補助執行に関する規則（市規則）

■統括主幹の反映（第7条）

■その他用語の整理

(6) 教育部長等に対する事務委任規程

■統括主幹の反映（第3条、第4条）

■その他の処務に関する事項の市長部局への準用規定を追加（第5条）